

答 申 書  
(答申第88号)  
平成21年6月4日

---

1 審査会の結論

重油地下タンクの清掃及び点検に係る決定書の写しを対象公文書として特定したことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、北海道知事（以下「実施機関」という。）が健康第1874号、平成20年10月2日付けで異議申立人に対して行った決定書の中で、決定の理由として、「1（抜粋）見積書を受理したのは3業者分であり」（下から4行目）と判断に至った、実施機関が担当者関係に対して、事実を確認した際の供述調書である。

イ 実施機関は、本件開示請求に対して、重油地下タンクの清掃及び点検について（平成18年9月21日及び平成18年9月28日決定）の写し（以下「本件公文書」という。）を対象公文書と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号又は同条同項第2号に規定する非開示情報に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し、供述調書を開示するよう求めていることから、本件公文書を本件開示請求の対象公文書としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 本件開示請求に係る対象公文書について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人に対して行った平成20年10月2日付け健康第1874号決定書において、「1 北海道立衛生研究所において執行した重油地下タンクの清掃及び点検業務については、平成18年9月21日に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び財務規則（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）をいう。以下同じ。）第162条の2第6号の規定に基づき随意契約で行うこと、財務規則第165条第1項の規定に基づき見積書を徴取する業者を3者とすること、選定した業者に見積書を提出するよう通知を行うこと等を決定したものである。その結果、見積書を受理したのは3業者分であり、平成18年9月28日に受理した見積書の最低見積額の相手方と契約を締結することを決定したものである。」と判断している。

実施機関が担当者関係に対して、事実を確認した際の供述調書は作成していないものであるが、異議申立人が主張している実施機関が、「1（抜粋）見積書を受理したのは3業者分であり」との判断に至ったものとして、本件公文書を特定したものであり、本件処分は適当である。

イ 実施機関は、本件開示請求以後に異議申立人からあった、別の決定書に係る供述調書の開示請求について、本件公文書を特定せずに、供述調書の不存在通知処分を行っていたことから、当審査会において、実施機関に説明を求めたところ、実施機

関は、次のように説明した。

本件諮問事案は、開示請求の内容から、見積書を受理したのは3業者分であるとの判断に至った公文書、及び実施機関が担当者関係に対して事実を確認した際の供述調書の2つの内容を求めているものと考え、見積書を受理したのは3業者分であると判断した公文書である本件公文書について、本件処分を行ったところである。

しかしながら、その後、開示請求の内容を再度検討したところ、実施機関が担当者関係に対して事実を確認した際の供述調書のみを開示請求であると判断に至り、本件諮問事案も含め、供述調書は作成していないことから、その後は、不存在通知処分を行っているところである。

ウ 当審査会としては、本件開示請求は、異議申立人の主張内容から、供述調書のみを求めているものと認められる。

しかしながら、実施機関は、対象公文書の特定に当たり、公文書開示請求書の請求に係る公文書の名称又は内容欄に公文書の名称が明記されていない場合、その記載内容から判断することとなり、本件においても、実施機関は、本件公文書を異議申立人の求める供述調書として特定したのではなく、開示請求の内容を広く捉え、見積書を受理したのは3業者分であるとの判断に至った公文書についても、請求内容に含まれると判断したものであること、並びに実施機関が特定した本件公文書は、重油地下タンクの清掃及び点検業務の契約に関し、北海道財務規則に基づいた契約方法、見積書徴取業者、選定した業者への通知、最低見積額の相手方との契約締結等を決定しているものであり、実施機関が主張する見積書を受理したのは3業者分であるとの判断に至った公文書と認められることから、本件開示請求に対し、実施機関が本件公文書を対象公文書としたことは、是認できるものとする。

異議申立人は、本件公文書の名称が、本件開示請求に係る公文書一部開示決定通知書の公文書の名称欄に記載されていることは、改ざんである旨主張するが、この名称欄には、実施機関が開示請求の対象公文書として特定した公文書の名称等を記載すべきものであり、本件においても、実施機関が対象公文書として特定した本件公文書の名称が記載されているにすぎないものであることから、これをもって改ざんとは言えない。

また、異議申立人は、判断の根拠として、供述調書が存在しなければならない旨主張するが、実施機関に供述調書を作成する義務があるとまでは言えないことから、供述調書については作成していないとの実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められず、実施機関が本件開示請求の対象公文書として本件公文書を特定したことは妥当であると判断する。

なお、実施機関においては、供述調書は作成していないものであるから、事務処理上、不存在である旨の通知も併せて行う必要があったものではあるが、これをもって、上記判断を左右するものではない。

#### (4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 2 月 19 日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年 2 月 20 日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年 3 月 6 日 (第三部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成21年 4 月 13 日 (第三部会)	○ 実施機関から本件公文書を特定した理由を聴取 ○ 審議
平成21年 5 月 14 日 (第三部会)	○ 審議
平成21年 6 月 2 日 (第39回審査会)	○ 答申案審議
平成21年 6 月 4 日	○ 答申